

長岡市「共同墓」概要

「共同墓」とは

- 遺骨を永年にわたって合同で埋蔵する施設です。
- 使用者や埋蔵される方の宗教・宗旨は問いません。
- 埋蔵後は承継や管理の必要がありません。

〔 少子高齢化や核家族化を背景に、承継者の不在など将来的なお墓の管理についての不安解消を図るため、令和6年度に供用開始 〕

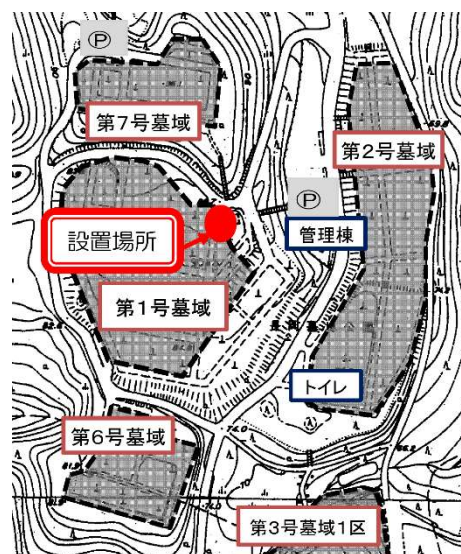
所在地

長岡市墓園（長岡市鉢伏町 1409 番地）

第1号墓域内<右図参照>

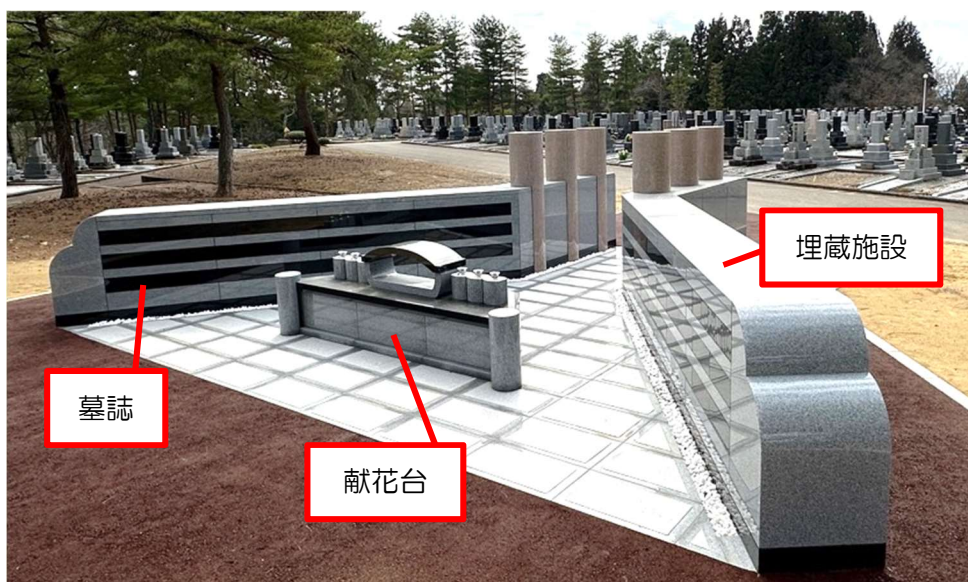
※ 長岡市墓園の場所は、「ながおか便利地図」でご確認いただけます。

QRコード参照→



施設概要

- 骨壺 200 個を埋蔵可能
- 希望者は墓誌の掲示が可能
- 墓碑は長岡造形大学がデザイン



デザインコンセプト「故人を偲ぶ、慈しみの空間」

旅立った人への追憶を偲び穏やかな心持ちで、過去の思い出と繋がる「静ひつな空間」、訪れることによって、故人の在りし日の懐かしい物語が蘇り、亡き人と家族・知人の交流や「生を慈しむ時間を過ごすことができる空間」、訪れる人が大切な気持ちを想起できる「慈しみの場・空間」を創出

使用対象者

次のいずれかに該当する方

- ① 【優先】長岡市営墓地の区画墓地の使用者であり、区画墓地に埋蔵されている遺骨を改葬しようとする方
※ 使用している区画墓地を返還する場合があります。
- ② 本市の市民であり、遺骨（改葬・分骨を除く。）をお持ちの方
- ③ 死亡時に本市の市民だった者の遺骨（改葬・分骨を除く。）をお持ちの方

使用期間

永年

埋蔵方法

- ・ 使用許可から 20 年間は骨壺により埋蔵
- ・ 20 年経過後は、納骨袋に移して埋蔵

使用料

骨壺 1 個あたり 145,000 円（墓誌を掲示する場合は 160,000 円）

※ 管理料は使用料に含まれていますので、使用料以外の料金はかかりません。

骨壺

- ・ 規格に沿った骨壺が使用者が用意
＜規格＞高さ 26cm、幅 22cm、奥行き 22cm（7 寸）以内
- ・ 1 個の骨壺に入れる柱数は問わない。

墓誌【希望制】

- ・ 骨壺 1 個につき 1 枚の墓誌の掲示が可能
＜規格＞縦 16cm、横 4cm 死亡者氏名等を記載
- ・ 墓誌の作製、設置は市が行う。

使用申込み

年度ごとに『募集要項』を定めて、使用者を募集します。申込みを検討される際は『募集要項』により、使用上のルールや申込みの詳細を必ずご確認ください。

『募集要項』など共同墓に関する情報は、市ホームページに掲載します。

問合せ先

長岡市市民協働推進部 市民課生活係

〒940-8501 長岡市大手通1丁目4番地 10（アオーレ長岡内）

電話 0258-39-2019（直通） Mail bouhan@city.nagaoka.lg.jp

※ 平日午前8時30分から午後5時15分まで

市ホームページ
共同墓についてはこちら→

